



相模原市立 公文書館だより

第16号 令和4年10月



山の歴史から森林を知り、考える！

令和4年9月3日(土)、第21回企画展に併せて開催した、相模原市立公文書館第8回講演会の内容についてお知らせします。



講師の内山豊氏

大正12年(1923)9月1日に発生した関東大震災は、都市部では壊滅的に被災し、丹沢山地など山岳地においても未曾有の災害が発生しました。特に、相模原市緑区内の早戸川流域、神ノ川流域の被害は甚大でした。

そこで、今回の講演会は「関東大震災から見た森林～丹沢山地の地震と森林史から浮かびあがるもの～」をテーマに、森林行政に長年にわたり携わり、早戸川流域や神ノ川流域の森林史などに造詣の深い内山豊氏を講師に迎え、多くの方が参加し開催しました。

講演会では、神奈川の森林を襲う大規模地震として、南関東では200年から400年間隔で発生する関東大震災クラス(マグニチュード8程度)の間に、マグニチュード7クラスの地震が数回発生していることや、関東大震災による早戸川流域と神ノ川流域の被災状況では壊滅的崩壊地は天然林伐採跡地に多く、一方、天然

林伐採が及ばなかった森林は崩壊が少なかったこと、また、烏屋山と青根山では震災前に多くの森林伐採が行われていたことなどの状況から、今後も周期的に発生するであろう地震災害地における目指すべき森林の在り方などが提言されました。

参加者からは、「関東大震災がいかに丹沢山周辺に大きな被害をもたらしたか、森林保護を考えさせられた」「治山事業の観点から山の歴史を学んだ」「地域の震災前後の様子を知ることができた」など、関東大震災から99年、震災が起こったこの時期に森林を知り、森林を考える良い機会となりました。



熱心に講演に聞き入る参加者の皆さん

常設展示 「歴史的公文書(旧町村文書)からわかること～昭和の合併関係書類を見る～」

開催期間 / 令和4年10月20日(木)～(予定) 場所 / 相模原市立公文書館

相模原町域の神社合祀

神社は戦前、国家管理を受け大切に保護されていたという話があります。一方で、神社の数が神社合祀により半分近くに減ったという話もあります。旧町村文書に残る61冊の社寺書類を通して、明治政府の神社政策の一端から、特に混乱を極めた相模原村の神社合祀、そして田名村と大野村の事例を取り上げ、さらに大野村長の決断（「意見書」）を見ることにより相模原町域の神社合祀を考えていきます。

社寺書類とは

社寺、神社と寺院は、現在、基本的には宗教法人であり、役所では特定部署以外は扱わない分野になります。明治政府は、明治4年（1871）に神社は「国家の宗祀」（こっかのそうし）であり宗教ではないとし、官・国幣社を定め、近代社格制度の整備を行います。この中で神社の事務は役所で扱うこととなります。この形は昭和20年（1945）の敗戦まで引き継がれます。GHQの神道指令で、国家神道の廃止が指令され、政教分離の視点から、社寺は扱わなくなり、書類も作られなくなります。そのため、社寺書類は主に明治から戦前・戦中期のものになります。

歴史的公文書として残されている旧相模原町域の社寺書類は61点の簿冊が確認できます。この書類には、基本的には県や郡役所などからの通達類、それに対する回答書類があり、さらに、神職（社掌）・氏子総代、住職・檀家総代の任免に関する報告書類などが中心になります。時代により一様ではなく、明治期前半は、社格制度に伴い神社明細帳を作成する報告書類が多く、明治期後半は神社合祀に関係した通達類、神社に関する規程類が整備され、予算案や決算報告の提出が義務付けられます。大正・昭和期は、その報告が厳密に行われ、予算認可願や決算報告書が多くを占めるようになり、添付される財産関係の報告書類も多くなっていきます。さらに、神社や寺院の由緒を尋ねる調査や依頼なども多く、由緒調査書として報告されています。



明治41年2月12日
高座郡長通牒(田名村文書)



相原八幡宮
(令和4年1月8日撮影、相模原市緑区)

神社合祀とは

近代社格制度は、江戸時代からの村落で自然発生的に信仰されていた神社を、県・郡・町村単位に県社・郷社・村社に分け、それ以外を無格社にあてはめるもので、村社の社格が決定されたのは明治6年（1873）とされますが、実際の社格決定通知は明治13年（1880）に通知されています。さらに、明治22年（1889）の市制・町村制の施行の際の町村合併により、町村には複数の村社が存在する形になっていました。

そこで、明治政府は、国家の宗祀を担うにたる神社とするため、町村合併と同様に、経済基盤を強固にするため、1村1社を基準に、神社の合併・整理を行おうとしました。これが神社合祀です。高座郡役所からの通知・通達類が数多く残されていますが、特に、神社合祀の時期の象徴的な通牒として明治41年（1908）2月12日の高座郡長宗真彦の通牒があります。郡長自らが、内務省の訓令第1号の解説を行う形で、「無格社ノ如キハ、全然廃社、又ハ村社ニ合併セシムル趣旨ニ有之候」と趣旨を徹底させようとしています。当時使われた言葉としては、「神社整理」「合併処分」「廃合処分」といった用語になります。神社の数が半分になったという話もあり、行き過ぎた面があるため、現在はより民衆の意思に近い、祀る側の視点に立った形で、神社合祀という名称を使っています。



明治6年 社寺二関スル書類
(相原村文書)



大正10年 社寺書類
(新磯村文書)

相模原における神社合祀

相模原における神社合祀は、一様ではなく、各村により大きな差異があります。明治22年の町村制施行の際に合併を行っていない町村(溝村・田名村)であれば村社が一つで、無格社の廃合も進みやすいのですが、複数の村社を持つ村では明治22年以前の旧村ごとの対立が残り、統廃合は進みづらく、村ごとに確認していく必要があります。

相原村の神社合祀 - 混迷を極める

強力に推進しようとした例として相原村が挙げられます。相原村の3つの村社(相原八幡宮、橋本神明大神宮、小山天縛皇神社)と清兵衛新田にある無格社氷川神社の4つの神社を統合しようという取り組みが、村長相澤菊太郎氏の就任と共に推進されていきます。相澤村長自体は、郡役所からの通達に沿って誠実に実行しようと努力する訳ですが、特に相原八幡宮の氏子から異論が出され、明治42年から44年にかけて大変紛糾し、隣接町村長の仲介で白紙に戻されます。しかし、橋本駅誘致を実現したやり手の村長としては納得できずに、大正9年の村長退任まで課題として掲げ、相原八幡宮を除いた形での合併を実行しようとしていますが、実現できていません。

他の村々の場合 - 大野村長の決断

他の村々では、無格社は旧村ごとの形であれば少しずつ整理されていきますが、旧村域を越えての合併は相原村の例のとおり、非常に難しい。

比較的取り組みやすいと思われる田名村では、明治42年(1909)5月13日付「神社合併処分御届」によると、無格社9社が村社の八幡宮に合祀されますが、大正になり「合祀された御神体を取り返しに行くことが各集落で流行った」(相模原市史「民俗編」)といい、8社は復祀されています。

明治22年の合併の際、一番多くの村が合併したのが、大野村で、上矢部村・矢部新田村・淵野辺村・鶴野森村・上鶴間村の5ヶ村が合併しています。大野村長は、明治42年12月24日、「意見書」を提出します。「古来より維持継続し来たりし神社を此際断然廃合するに忍びず」、「各神社信徒の意志鞏固にして到底合併の見込これ無し」と高座郡長に意見具申しています。江戸時代からの地縁的な旧村単位ではまとまりやすいが、それを越えた範囲で合祀を行おうとすると、相原村の例の様に様々な反発が出てくる。それを見据えた上で、郡役所の叱責を覚悟で、大野村長義沢欣一氏は冷静な判断を行い、神社合祀が無理であることを伝え、無理には進めようとしませんでした。

相模原町域の神社合祀

旧村ごとで、村社への無格社の合祀が行われた例はありますが、相模原町域のどの村も旧村を越えた形での統合は実現せず、村社へ合併された無格社も多くは復祀されるなど、明治政府の威令は徹底されずに終わります。神社合祀は、政策の推進主体が地方長官(府県知事)にあり、知事の裁量に任せられたため、実行の程度は県により地域差がありました。人々の信仰に基づく神社を行政体と同一に扱おうとした部分に無理があったように思われます。

★★ 公文書館からのお知らせ ★★

企画展の開催状況

第21回企画展「流送と育林 - 津久井の近代林業史」

展示概要 明治期、鳥屋山では東本願寺の再建に関連してケヤキ調査が行われた。また、大正期、青根山、特に神ノ川流域で木材の伐採、流送事業が盛んであった。山林伐採や木材を川に流して運ぶ流送事業から水源林保護事業への移り変わりなど、明治から昭和にかけての津久井地域の林業に関する歴史的公文書を、貴重な真宗大谷派（東本願寺）宗務所所蔵資料（複写資料）とともに展示した。

展示期間 令和4年7月22日(金)～9月30日(金)

展示資料 27点 **来館者数** 165人



東本願寺所蔵鳥屋村に関する資料(複写)

はじめてワークショップを開催！



「世界でたったひとつのオリジナルコースターを作ろう！！」

第21回企画展に併せ、10月31日まで公文書館ロビーにおいて「清流道志川流域の今とむかし～森林の未来を考えよう」をテーマに子ども向け展示を行っています。

この一環として、小・中学生を対象に津久井産材を利用したコースターづくりのワークショップを公文書館として初めて開催しました。

事業を通じて、子どもたちに馴染みのない公文書館を知ってもらう良い機会となりました。



目録更新しました

10/1

令和4年10月1日に歴史的公文書目録を更新しました。

今回の更新では、令和3年度に移管された旧津久井町文書及び旧藤野町文書のほか、平成16年度以降、統合文書管理システムで作成・保存されていた相模原市の電子文書など1,395点を追加しています。

また、保存行政資料目録についても10月1日に更新しています。

いずれも市ホームページから確認いただけます。

《編集後記》 10月に入り肌寒くなり秋になるかと思えば暑くなったりしています。秋といえば食欲の秋、行楽の秋と楽しいことが想像されます。

コロナ禍でなんとなく寂しい日々を過ごしましたが、コロナ感染対策しながら、節度をもって家族や仲間と羽を伸ばすことを考えてみてはどうでしょうか。(M)

公文書館だより 第16号 発行日 令和4年10月15日

編集発行 相模原市立公文書館 電話 042(783)8053

所在地 〒252-5192 相模原市緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所第2別館3階

